

窓口・郵便で住民票や戸籍謄本等を申請する場合の本人確認一覧

平成20年5月1日から窓口での本人確認が法制化されました。虚偽の届出・不正な証明書の請求の抑止を図るとともに戸籍及び住民基本台帳の正確な記録を保つため本人確認書類の提示をお願いします。

本人確認で明らかにするべき事項は、「氏名及び生年月日」又は「氏名及び住所」です。

この事項を満たさないものは、本人確認書類に該当しません。

◆ 1号書類

国または地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、または資格証明書若しくは身分証明書で顔写真の添付のあるもの

運転免許証

日本国旅券（パスポート）

在留カード

特別永住者証明書

個人番号カード（マイナンバーカード）

住民基本台帳カード（顔写真付）

国・県・市区町村職員証

公立高校の顔写真付生徒手帳・学生証

公立中学校の顔写真付生徒手帳・学生証

船員手帳

身体障害者手帳

無線従事者免許証

海技免状

小型船舶操縦免許証

宅地建物取引主任者証

航空従事者技能証明書

耐空検査員の証

運航管理者技能検定合格証明書

動力車操縦者運転免許証

猟銃・空気銃所持許可証

教習資格認定証

運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）

電気工事士免状

特種電気工事資格者認定証

認定電気工事従事者認定証

療育手帳

戦傷病者手帳

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書

—注意事項—

※公立高校・中学校の顔写真付生徒手帳・学生証で明らかにするべき事項を満たしているものは、地方公共団体が設置した学校の発行したものであるため、1号書類に該当します。

※国立大学法人や私立大学の顔写真付学生証、私立高校の顔写真付学生証、私立中学校の顔写真付生徒手帳・学生証は、1号書類に該当せず2号書類（ロ）になります。

◆ 2号書類 (イ)

氏名及び生年月日または住所が記載されたもの

<p>国民健康保険証 健康保険証 後期高齢者医療保険証 船員保険証 介護保険証 共済組合員証 国民年金手帳 国民年金・厚生年金証書 船員保険年金証書 共済年金証書 恩給証書 戸籍謄本等交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 生活保護受給者証 住民基本台帳カード（顔写真なし） 被爆者健康手帳 各種医療費助成等の受給者証（乳幼児医療受給者証・ひとり親家庭医療費受給者証・重度心身障害者受給者証等） 公立高校（顔写真なし）生徒手帳・学生証 公立中学校（顔写真なし）生徒手帳・学生証</p>

◆ 2号書類 (ロ)

学生証・法人が発行した身分証明書（国または地方公共団体の機関が発行したものを除く）若しくは国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（第1号書類は除く）で写真を貼り付けたもの

<p>独立行政法人 国立大学法人 私立大学 私立中学校・高校</p>	}	顔写真付学生証・生徒手帳
<p>独立行政法人，特殊法人の顔写真付職員証 民間企業の顔写真付社員証 運転経歴証明書（平成24年3月31日以前に発行したもの）</p>		

※通知カードは本人確認書類に該当しません。

※本人確認書類は有効期限のあるものは期限内のものに限ります。

戸籍謄本等の請求

- 窓口の場合 ①～③のどれかの方法で本人確認書類を提示してください。

① **1号書類**の中から1点

② 1号書類がない場合, **2号書類 (イ)**の中から2点

③ **2号書類 (イ)** + **2号書類 (ロ)** の組み合わせで2点

※ 2号書類 (ロ) 2点の組み合わせは, 本人確認書類に該当しません。

- 郵便請求の場合

1号書類及び**2号書類 (イ)**の中のいずれか1点で, 氏名・生年月日・現在の住所が確認できる写しを送付してください。

※ 2号書類 (ロ) は, 郵便請求の本人確認書類に該当しません。

住民票の請求

- 窓口の場合

1号書類及び**2号書類 (イ)**の中のいずれか1点を提示してください。

- 郵便請求の場合

1号書類及び**2号書類 (イ)**の中のいずれか1点で, 氏名・生年月日・現在の住所が確認できるものを提示してください。

※ 2号書類 (ロ) は, 郵便請求の本人確認書類に該当しません。

- 広域交付住民票の請求の場合

申請は必ず本人または同一世帯員が来庁し, **1号書類**のいずれか1点を提示してください。